

防衛大学校倫理委員会に関する達を次のように定める。

平成21年6月30日

防衛大学校長 五百籟頭 眞

防衛大学校研究倫理委員会に関する達

改正 平成24年4月6日防衛大学校達第8号 平成28年3月31日防衛大学校達第3号  
平成30年3月30日防衛大学校達第4号 令和2年2月13日防衛大学校達第2号  
令和2年12月18日防衛大学校達第14号 令和6年2月9日防衛大学校達第1号

(設置)

第1条 防衛大学校に所属する教授、准教授、講師及び助教（非常勤職員を含む。以下「教官」という。）が行うヒトを対象とした実験、調査及び測定を伴う研究（以下「研究」という。）において、ヘルシンキ宣言（人間を対象とする医学研究の倫理的原則）の趣旨を踏まえた倫理的配慮を図るため、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の諮問機関として、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査の対象)

第2条 教官は前条の研究開始に先立ち、実施計画又は出版公表計画（以下「実施計画等」という。）を学校長に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の実施計画等を審査の対象とする。

(審議内容)

第3条 委員会は、審査の対象となる申請について、倫理的、社会的及び科学的観点から審査するものとし、審査を行うに当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究の対象となる者（以下「研究対象者」という。）の人権の擁護及び社会的影響
- (2) 研究対象者に事前に十分な説明を行って理解を求め自由意思による同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる個人及び社会への不利益並びに危険性と学術上の貢献の予測

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 先端学術推進機構長
- (2) 総合教育学群長
- (3) 人文社会科学群長
- (4) 応用科学群長
- (5) 体育学教育室長
- (6) 人間文化学科長
- (7) 応用物理学科長
- (8) 応用化学科長
- (9) 電気情報学群、システム工学群の教授で学校長が指名する者 各1名
- (10) グローバルセキュリティセンター長
- (11) 理工学研究科長
- (12) 総合安全保障研究科長
- (13) 衛生課長
- (14) 先端学術推進機構事務室長
- (15) その他学校長が必要と認める者

2 前項第15号の委員は、学校長が指名又は委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第9号及び第15号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、先端学術推進機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 審査の申請を行った者（以下「申請者」という。）は、委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。ただし、申請者が委員である場合は、裁決に加わることができない。

3 裁決は、出席委員全員の合意を原則とし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認

(5) 非該当

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴くことができる。

(申請手続及び審査結果の通知)

第9条 審査(再審査を含む。)を申請しようとする者は、倫理審査申請書(別紙様式第1-1。以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、研究対象者に提示する同意書及び同意撤回書の写しを添付のうえ、学校長に提出するものとする。

2 学校長は、前項の申請があった場合は、委員会に諮問するものとする。

3 委員会は、学校長の諮問に応じ申請書の内容を審査し、審査終了後速やかに、審査結果を学校長に答申(別紙様式第2)するものとする。

4 学校長は前項の答申に基づき、申請者にその審査結果を速やかに通知しなければならない。

5 申請者は、審査結果(第7条第3項第1号及び第5号を除く。)に基づき内容の変更を行った場合には、再審査を受けなければならない。再審査においては、第1項から前項までの規定を準用する。

6 申請者は、審査結果に異議がある場合は、再審査を求めることができる。再審査については、前項の規定を準用する。

(迅速審査手続等)

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長は、研究分野等を考慮して委員2名を迅速審査担当者として指名し、委員長及び迅速審査担当者の3名で迅速審査を行うことができる。

(1) 既に委員会において承認された研究計画の軽微な変更

(2) 他の機関と共同で実施する研究であって、既に他の機関の倫理審査委員会において、研究計画全体の承認を得られているもの

(3) 侵襲(研究行為により、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。)を伴わず、介入(研究により、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無又は程度を制御する行為をいう。)を行わないもの

2 迅速審査を申請しようとする教官は、迅速倫理審査申請書(別紙様式第1-2)に必要事項を記し、学校長に提出するものとする。ただし、前項第2号に該当する場合は、他の機関の倫理審査委員会における審査結果通知書及び当該委員会において審議された研究計画書等一式を併せて提出するものとする。

3 学校長は、前項の申請があった場合は、委員会に諮問するものとする。

4 委員会は、学校長の諮問に応じ第1項の規定に基づき申請の内容を原則7日以内に審査し、審査終了後速やかに審査結果を学校長に答申(別紙様式第2)するものとする。

5 迅速審査の審査結果は、委員会全体の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は、すべての委員に報告しなければならない。

6 前項の規定により報告を受けた委員は、審査結果に対して再審査が必要だと判断した場合、報告を受けた日の翌日から起算して14日以内に、委員長に対し理由を付した上で、当該事項について改めて委員会における審査を求めることができる。

この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、速やかに委員会を開催し、当該事項について再審査を行わなければならない。再審査においては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(研究状況の報告等)

第11条 申請者は、年に1回以上、研究の実施状況報告書（別紙様式第3。以下「報告書」という。）を学校長に提出しなければならない。

2 委員会は、学校長に提出された報告書の内容を監査し、監査終了後速やかに、監査結果を学校長に報告するものとする。

3 申請者は、研究を終了又は中止したときは、研究の終了・中止報告書（別紙様式第4）を、委員会を経由して学校長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 申請者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の個人情報保護法令及び各種指針に基づき、個人情報を保護しなければならない。

(委員の責務)

第13条 委員は、職務上知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。

その職を離れた後も同様とする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、先端学術推進機構事務室において行う。

(委任規定)

第15条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この達は、平成21年6月30日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月13日防衛大学校達第2号）  
この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日防衛大学校達第14号）  
この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和6年2月9日防衛大学校達第1号）  
この達は、令和6年2月9日から施行する。

別紙様式第 1 - 1 (第 9 条関係)

倫理 (審査・再審査) 申請書

年 月 日

防衛大学校長 殿

申請者

所 属

官 職

氏 名

所属学群長

関係学群長等

1 審査対象 実施計画 出版公表計画

2 申請内容

3 課 題 名

4 研究の主任者 所属 官職 氏名

5 研究の分担者 所属 官職 氏名

6 研究の概要

7 研究の対象及び実施場所

8 研究における倫理的配慮について ( (1) ~ (3) は必ず記入のこと。)

(1) 研究対象者の人権擁護及び社会的影響

(2) 研究対象者に事前の十分な説明を行って理解を求め自由意思による同意を得る方法

(3) 研究によって生ずる個人及び社会への不利益及び危険性と学術上の貢献の予測

(4) その他

注意事項 1 : 審査対象となる実施計画書又は出版公表計画書並びに同意書及び同意撤回書のコピーを添付すること。

2 : 研究の分担者が他学群に属する場合、当該学群長の了解を得て提出すること。

なお、当該研究がグローバルセキュリティ研究に該当する場合は、グローバルセキュリティセンター長の了解を得て提出すること。

別紙様式第 1 - 2 (第10条関係)

迅速倫理審査申請書

年 月 日

防衛大学校長 殿

申請者  
所 属  
官 職  
氏 名

所属学群長  
関係学群長等

研究実施代表者

下記の実施計画について、以下のとおり、迅速審査を希望いたします。

1 課題名：

2 迅速審査を希望する理由：防衛大学校研究倫理委員会に関する達第 10 条第 1 項の下記の号に該当するため

- (1)既に委員会にて承認された研究計画の軽微な変更
- (2)他の機関と共同で実施する研究であって、既に他の機関の倫理審査委員会において、研究計画全体の承認を得られているもの
- (3)侵襲（研究行為により、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。）を伴わず、介入（研究により、人の健康等に関する様々な事象に影響を与える要因の有無又は程度を制御する行為をいう。）を行わないもの

※別紙に迅速審査を希望する理由を記載し、提出すること。

(A4一枚程度、書式規定なし。)

注意事項 1： 審査対象となる実施計画書又は出版公表計画書並びに同意書及び同意撤回書のコピーを添付すること。

2： 研究の分担者が他学群に属する場合、当該学群長の了解を得て提出すること。

なお、当該研究がグローバルセキュリティ研究に該当する場合は、グローバルセキュリティセンター長の了解を得て提出すること。

別紙様式第2（第9条関係）

年 月 日

防衛大学校長 殿

防衛大学研究倫理委員会  
委員長

研究倫理委員会審査結果について（答申）

標記について、下記のとおり答申・報告する。

記

- |   |      |      |        |       |     |     |
|---|------|------|--------|-------|-----|-----|
| 1 | 審査対象 | 実施計画 | 出版公表計画 |       |     |     |
| 2 | 申請内容 |      |        |       |     |     |
| 3 | 課題名  |      |        |       |     |     |
| 4 | 申請者  |      |        |       |     |     |
| 5 | 審査判定 | 承認   | 条件付承認  | 変更の勧告 | 不承認 | 非該当 |
| 6 | 理由   |      |        |       |     |     |



別紙様式第3（第11条関係）

年 月 日

研究の実施状況報告書

防衛大学校長 殿

所 属  
官 職  
氏 名

所属学群長  
関係学群長等

- 1 課 題 名
- 2 期 間
- 3 研究の概要
- 4 倫理的配慮についての実施状況（細部内容がある場合は別紙を添付する。）
  - (1) 研究対象者の人権擁護及び社会的影響
  - (2) 研究対象者に事前の十分な説明を行って理解を求め自由意思による同意を得る方法
  - (3) 研究によって生ずる個人及び社会への不利益及び危険性と学術上の貢献の予測
  - (4) その他

注意事項1： 審査対象となる実施計画書又は出版公表計画書並びに同意書及び同意撤回書のコピーを添付すること。

2： 研究の分担者が他学群に属する場合、当該学群長の了解を得て提出すること。

なお、当該研究がグローバルセキュリティ研究に該当する場合は、グローバルセキュリティセンター長の了解を得て提出すること。

別紙様式第4（第11条関係）

年 月 日

研究の終了・中止報告書

防衛大学校長 殿

所 属  
官 職  
氏 名

所属学群長  
関係学群長等

- 1 課 題 名
- 2 期 間
- 3 研究の成果（中止については理由を記入する。）
- 4 そ の 他

注意事項1： 審査対象となる実施計画書又は出版公表計画書並びに同意書及び同意撤回書のコピーを添付すること。

2： 研究の分担者が他学群に属する場合、当該学群長の了解を得て提出すること。

なお、当該研究がグローバルセキュリティ研究に該当する場合は、グローバルセキュリティセンター長の了解を得て提出すること。